



鳥取県公報

平成18年 1月30日(月)
号外第11号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **企業局管理規程** 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程(1)(総務課)…………… 1

企業局管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(昭和39年鳥取県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長、次長、課長、所長、室長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 土木技師、電気技師、自動車整備士、運転士、保守員、操作員	別表(第3条関係) 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長、次長、課長、所長、室長、参事、 <u>主査</u> 、課長補佐、主幹、係長、副主幹、 <u>主任</u> 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 土木技師、電気技師、 <u>現業主幹</u> 、自動車整備士、運転士、保守員、操作員

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程別表の規定の適用について必要な経過措置は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、第10項、第11項又は第24項の規定の適用を受ける職員の例による。